

治癒証明書（診断書）

保育園・園長殿

園児氏名

病名「 _____ 」

_____ 月 _____ 日から症状も回復し、集団生活に支障がない状態に
なつたので、登園可能と認めます。

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

医療機関

医師名 _____ 印

保育園児がよくかかる下記の感染症につきまして「治癒証明書」の提出をお願い致します。感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育生活が可能なる状態となつてからの登園であるようご配慮ください。

病名	最も感染しやすい時期	登園のめやす
麻疹（はしか）	発症 1 日前から発疹出現後 4 日後まで	解熱後 3 日を経過してから
インフルエンザ	発症 24 時間前から後 3 日が最も多い（量は減少していくが 1 週間は注意が必要）	発熱後 5 日間及び解熱後 3 日を経過してから
風疹	発疹出現数日前から後 5 日間くらい	発疹が消失してから
水痘（水疱瘡）	発疹出現 2 日前から痂皮形成まで	すべての発疹が痂皮化してから
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症 2 日前から耳下腺腫脹後 5 日後まで	耳下腺の腫脹が消失してから
結核		感染の恐れがなくなってから
咽頭結膜熱（プール熱）	急性期の数日間	主な症状が消え 2 日経過してから
流行性角結膜炎	急性期の数日間	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後 2 週間を経過するまで	特有の咳が消失し、全身状態が良好であること。（抗菌薬を決められた期間服用する。5 日間服用後医師の指示に従う）
腸管出血性大腸菌感染症（O157 O26 O111）など		症状が治まり、かつ抗菌薬による治療が終了し 48 時間をあけて連続 2 回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
带状疱疹（ヘルペス）	水泡を形成している期間	水痘と同様

登園の際には、下記の登園届けの提出をお願いいたします。

別紙2

医師の診断・指導を受け、保護者記入の登園届けが必要な感染症

登園届（保護者が記入）	
保育園・園長殿	
園児氏名 _____	
病名「 _____ 」と診断され、	
年 月 日医療機関「 _____ 」において、	
症状も回復し、集団生活に支障がない状態と、判断されましたので登致します。	
保護者 _____	印 _____

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行はできるだけ防ぐことで、子どもたちが一日快適に生活できるように願っています。つきましては、保育園児がよくかかる下記の感染症について登園のめやすを参考に、かかりつけ医師の診断・指導に従い登園届の提出をお願いいたします。子どもの回復状態が保育園での集団生活に適應できる状態に回復してからの登園であるようご配慮ください。

病名	感染しやすい時期	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1～2日間	抗菌薬内服後24時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	急性期の数日間	発熱・重症の口内炎が無く普段の食事ができること
伝染性紅斑（りんご病）	発疹出現前の1週間	全身状態が良いこと
感染性胃腸炎（ノロ・ロタ・アデノウイルス）	症状がある間と、症状が消失後1週間（量が減少していくが数週間ウイルスを排出しているため注意が必要）	嘔吐・下痢などの症状が治まり、普段の食事ができること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に数週間程度ウイルスを排出しているため注意！）	発熱・重症の口内炎がなく、普段の食事ができること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	重篤な呼吸器症状が消失して、全身状態が良いこと